

#### ⑤ 家庭訪問の留意点

家庭訪問は、虐待事例への対応において、非常に重要な取り組みといえます。

まず、訪問した際に、保護者が飲酒中であったりして、落ち着いて話をすることが明らかに困難な状態と判断できるときには、無理をせず、後日出直すことにした方が良いといえます。できれば、次にいつ訪問するかを約束し、準備をしておいて下さいとお願いしておくとういでしょう。

もしも、前の担任など、その保護者と良い関係を構築することができていた人がいる場合には、あらかじめ、その保護者と接するときのコツなど経験談を聴いておくとういかもしれません。

家庭訪問をして、保護者と話をすることができたら、子どもの話題にばかり集中しないよう配慮する必要があります。保護者の方から積極的に、子どもについて話を続けるのであれば問題はありますが、こちらからの質問に答えてもらう形で会話が進む場合、子どものことばかり立て続けに質問することは、知らず知らずのうちに、保護者を追い詰めて、責めるメッセージとして保護者に受け取られるおそれがあります。

家庭訪問を連続して拒絶されるようになった場合には、学年主任、教頭や校長といった、より上位の教員や前担任などと一緒に訪問してみるのも一つの方法です。

ある程度、保護者との関係が構築されてくると、その保護者から他教員や児童相談所の職員等、他の専門職のことを悪く言ったりするようになることもあるでしょう。そうした場合に、「そんなことはない」と罵られている側を弁護すると、保護者との関係が悪化する可能性が高くなります。しかし、だからといって「そうですね」と同意してはいけません。罵りに同意してしまうと、その保護者は、その後の別の場面で、自分の立場や主張を正当化するために「あの学校の先生も、児童相談所が悪いと言っていた」などと発言するかもしれません。こうしたことをきっかけに、関係機関間の信頼関係が壊れたり、連携・協力関係が乱れたりすることもあります。なので、こうした場合には、保護者の不平・不満について、弁護・反論も迎合もせず、共感的に聴き続けることが大切です。

また、家庭訪問の際には、掃除の程度や部屋の様子など、さりげなく観察し、記憶するようにしましょう。その後の訪問の際には、前回の訪問からの変化についても同様に観察・記憶するよう心がけましょう。

なお、親が自分の都合で子どもを登校させないことはネグレクトに当たりますが、親の中には「子どもが行きたがらない」と弁解する人もいます。このようなケースでは、登校させないだけでなく、食事を十分与えていない、暴力を振っているなど、他の虐待が絡んでいる場合も少なくありません。したがって、不登校を理由に家庭訪問する場合は、必ず子どもに会う必要があります。もし正当な理由がないのに、親が子どもとの面談を強く拒否するような場合は、虐待が疑われますから、学校だけの対応に終わらせず、早めに児童相談所などに通告し、連携を図っていくことが大切です。

#### ⑥ 周囲の保護者への対応

周囲の保護者から「あの子は虐待されているのではないか」という話が持ち上がってきたときの教職員としての対応も非常に重要です。

まず、「子どもを守る」という姿勢を明確に示すことが大切です。周囲の保護者に対しては、情報を伝えてくれたことに感謝の意を伝えると同時に、安易な風評を立てたり、噂にしたりするような態度をとる人には、誰よりもその子どもを深く傷つけることになることを伝える必要があります。

そして、学校としては、チームを組んで対応に取り組んでいること、必要に応じて外部の専門機関とも連携できる体制であることをきちんと伝えてください。

最後に、できれば当事者となっている保護者の心情にも配慮して欲しいことを伝えられると良いでしょう。自分なりに懸命に行っている育児について他人から責められたり批判されたりしたら、誰でも頑なな気持ち・態度になるでしょう。このことを伝えた上で、あらためて、情報を提供してくれたことについてお礼を述べ、今後も学校に協力して欲しいとお願いしておくとも良いでしょう。

### (3) 一時保護に向けた援助

虐待通告後、児童相談所が「緊急保護が必要」と判断した場合、子どもは児童相談所の一時保護所か児童養護施設や病院等において一時保護されることになります。

一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することです。単に生命の危険にとどまらず、現在の環境が、子どもの福祉を著しく害していると判断されるときに一時保護の決定がなされます。

#### ① 子どもの教育・学習指導

一時保護は緊急避難措置ですので、ほとんどの場合、子どもは学校に通うことができません。一時保護所で保護された場合は、保護所内の担当職員が、子どもの生活援助や学習指導にあたります。保護所には学年も学力も異なる子どもが複数いますので、個別の学力に応じたプリント学習という形で、子どもたちは勉強しています。そのため、もし事前に、担当する子どもが一時保護されることがわかったならば、保護期間中に取り組みそうな課題を渡しておけると良いでしょう。

また、保護期間中に、児童相談所から、子どもが取り組むべき課題内容や、どのような学習を展開することが有効か、といった相談を受けることもあるでしょう。子どもの学習機会を十分に保障するためにも、児童相談所との緊密な連携を心がけて下さい。

学校に通えない期間、子どもは保護所で「これから自分はどうなるんだろう」という不安と、学校に行けない、友達にも会えないという孤独感とで、寂しさやつらさを味わっています。時間が許せば、放課後など保護所に顔を出し、クラスの様子などを伝えたりする

等して、子どもに安心感を与えてあげて欲しいと思います。

一時保護中の子どもが学校を欠席している間、他の子どもから、欠席の理由を尋ねられたり、虐待に関するうわさ話が持ち上がったりすることもあります。保護中の子どもが地域に戻ってきやすいように配慮してあげることも必要です。ありのままの事実を話すことだけが正義ではありません。子どもの立場に立った柔軟な対応が求められます。

## ② 一時保護に関する子どもへの説明

一時保護は、子ども自身の意思に反してでも、あるいは保護者の同意が得られない場合にも、子どもにとって必要だと判断された場合になされる処置です。

まず、子ども本人が帰宅を拒否し、保護を求めている場合については、子どもの話を十分に耳を傾け、子どもに安心感を与えることが大切になります。

一時保護の必要性や一時保護中の生活については、児童相談所の職員から子どもに、具体的な説明がなされますが、それでも、子どもにとっては知らない環境に生活の場を移動することに対する漠然とした不安があるでしょう。ひとりで問題に立ち向かうのではないこと、子どもの幸せや将来のことを真剣に考えている人間が複数いることについて、心を込めて伝えることによって、子どもに安心感と安全感をもってもらえるような配慮が必要です。

次に、子ども本人が、家にも帰りたくないが一時保護も躊躇している場合、もしくは一時保護そのものを拒否している場合です。

虐待を受けてきた子どもは、大人をはじめとする人間に対する不信感を強く抱いていることが少なくありません。そのため、他人に心を開いて本当の気持ちを表現できないことも少なくありません。さらに、虐待されるのは、自分が悪い子だから仕方ないと思い込んでいたり、家を出て一時保護されることによって、親から見捨てられるのではないかと不安に思っている場合もあります。

こうした誤解や不安を取り除くためには、子どもに「あなたが悪い子だから虐待されているのではない」「このまま家には安心して生活できないと思う」といった話をし、一時保護の必要性や目的について、わかりやすく説明する必要があります。また、子どもが一時保護に同意している場合と同様、ひとりではないこと、一緒に考えていること等を伝えることも大切です。

繰り返しになりますが、最も大切なことは、子どもに安心感と安全感をもってもらえるような説明があり、配慮、かかわりということになります。

## (4) 施設入所した子どもへの援助

家庭に戻ることが適切でないと判断された子どもは、長期間にわたって家庭から分離されることになります。そのときに、子どもの生活の場となるのが、児童養護施設などの児童福祉施設もしくは里親家庭になります。

ここでは、こうした親から分離された場で生活する子どもへの援助について説明していきます。

#### ① 虐待によって親子分離された子どものための児童福祉施設と学校教育

虐待を理由に家庭から分離された子どもが入所する主な児童福祉施設は、次の3つです。

- |  |
|--|
| (1) 情緒障害児短期治療施設<br>→原則として施設内学級に通学  |
| (2) 児童自立支援施設<br>→施設内の分校・分教室に就学。又は校区内の学校に通学<br>(ほとんどの場合、施設内の分校・分教室への就学となっている) |
| (3) 児童養護施設<br>→校区の学校に通学  |

情緒障害児短期治療施設では、施設内学級が設置され、そこに教員が派遣されていますので、入所した子どもは、基本的には施設内学級で教育を受けることになります。ただし、施設の方針や地域の教育委員会の方針、子どもの心理面や行動面での課題の改善状況等によって、別の形での教育になることもあります。

児童自立支援施設は、非行など激しい行動化を伴う子どもを対象としているので、そうした子どもたちを校区の学校に通学させることについては、ケースバイケースの判断が必要になります。ほとんどの場合、施設内の分校・分教室への就学となっています。

児童養護施設では、「子どもの特性に配慮した学校教育」という前提がありません。無条件に校区の学校に通学することになります。ただ、近年、入所する子どもの実態・抱える課題等の変化・多様化に伴い、児童養護施設と学校との間には、さまざまな課題が生じてきています。

児童養護施設は、もともと戦災孤児など両親のいない子どもや貧困のため家庭で育てられないことができない子どもたちの生活の場としてスタートした施設です。

しかし、社会情勢の変化によって、入所理由は大きく変化し、現在、児童養護施設で生活するほとんどの子どもには、親や家族がいます。親はいるけれども虐待を受けるなど適切に養育してもらえない子どもたちともいえます。現在、児童養護施設で生活する子どもは約30,000人で、その約60%が虐待を入所理由にしており、中には発達障害をもつ子どもも少なくありません。また、児童養護施設は慢性的に定員オーバーの状態が続いています。

児童養護施設には、施設内学級などの教育機能をもっていないので、施設の子どもたちは、原則として校区の学校に通学することになっています。つまり、校区内に児童養護施設のある学校では、虐待を受けて育った子どもたちを常に一定数引き受けるということになります。

#### ② 児童養護施設と学校の連携

校区内に児童養護施設をもつ学校にとって、児童養護施設と学校との連携は、日常的な課題といえるでしょう。施設と学校の連携においては、さまざまな課題がありますが、最も大きなものとして、日常の生活を家庭に代わって援助する施設職員と学校教員とでは、勤務形態が根本的に異なるという点が挙げられます。

施設の中には、地域の行事への積極的な参加、施設への理解を深めてもらうための広報・啓発活動、PTA 活動への協力等を通して、学校や地域の理解と協力を得ることができるよう努めているところが少なくありません。

しかしながら、施設と学校との連携は、個々人に依存しているというのが現状です。学校側からすると「子どもを担当している施設職員によって全然違う」という印象を受けるでしょうし、施設側からすると「担任や校長が変わると、対応が全然変わってしまい、一からやり直しになる」という発想になるのです。

しかし、地域によっては、学校教職員と児童養護施設職員による定期的な連絡会議や情報交換会を開催したり、日常的な連絡を行ったりしているところもあります。また、虐待に関する研修や勉強会を合同で行っているところもあるようです。

学校と児童養護施設とが、それぞれの実態にあった、特色ある連携のあり方を工夫して実践していくことが重要といえるでしょう。

### ③ 里親制度

里親とは、児童福祉法に基づき、里親登録を受けた家庭が子どもを預かって養育する制度です。里親には4つの種類がありますが、詳しくは第2部「5. 里親とは？」で述べていますのでご覧ください。

里親家庭で生活する子どもが学校に在籍する場合、さまざまな配慮が必要になります。例えば、子どもの苗字が里親の苗字と異なる場合（実親の苗字を使っている）があります。その子どもが、周囲の子どもや保護者から差別や偏見の目でみられたり、いじめられたりすることがないように、注意深く温かく見守ることが大切です。ただ、必要以上に特別扱いにならないような配慮も必要です。施設で生活する子どもの場合もそうですが、施設で生活する子ども又は里子である前に、1人の子どもとして接するという姿勢を強く意識することが大切です。

## (5) 児童虐待防止プログラム (CAP) について

### ① CAP のなりたち

CAP (Child Assault Prevention) = 「子どもへの暴力防止プログラム」は、1978年に米国オハイオ州コロンバスのレイプ救援センターで初めて開発・実施されました。以来、全米200以上の都市で、幼稚園から高校までの授業で取り入れられ、100万人以上の子どもたちが学校のCAPプログラムに参加したと推定されます。

1986年にはヨーロッパに伝わり、1988年には中南米でも活動が広がりました。現在で

は、日本をはじめ、世界 16 カ国に広がっているプログラムです。

1985 年に森田ゆり氏によって、日本に初めて CAP プログラムが紹介されました。

1995 年の秋には、東京、大阪、広島等において、CAP を実践する専門家「CAP スペシャリスト」を養成する講座が相次いで開催されました。その後、養成講座は全国各地で開催されるようになり、これまでに北海道から沖縄まで、CAP スペシャリストのグループ数は 130 以上に増え、多くのおとなや子どもたちが、身近で CAP プログラムを受けることができるようになりました。

その後、1998 年には、各グループのネットワークセンターとして「CAP センター JAPAN」が設立され、2001 年には、特定非営利活動法人（NPO 法人）「CAP センター JAPAN」となって現在に至っています。

CAP スペシャリストは、子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能（スキル）を持つことを願って、CAP の普及活動を各地で展開しています。この活動はマスコミにも多く紹介され、社会の信頼を得ながら、着実に広がってきています。その中で、行政から支援を受けて、学校の授業の中で、CAP プログラムを取り入れているところもあります。

## ② CAP プログラムの種類

CAP は、「エンパワメント」「人権意識」「コミュニティ」の 3 つの考えを柱にした、子どもへの暴力防止及び人権教育プログラムです。

CAP プログラムには、以下のような種類があります。

◆CAP 就学前プログラム ○子どもワークショップ ○大人ワークショップ	15 人程度 約 20～30 分×3 日間&トータル 30 分 保護者向けワークショップ（2 時間程度） 教職員向けワークショップ（2 時間程度）
◆CAP 小学生プログラム ○子どもワークショップ ○大人ワークショップ	クラス単位（40 人以下）約 60 分×1 日&トータル 30 分 保護者向けワークショップ（2 時間程度） 教職員向けワークショップ（2 時間程度）
◆CAP 中学生暴力防止プログラム ○子どもワークショップ ○大人ワークショップ	クラス単位 約 100 分×2 日間&トータル 30 分 保護者向けワークショップ（2 時間程度） 教職員向けワークショップ（2 時間程度）
◆CAP 児童養護施設プログラム ○子どもワークショップ ○施設職員ワークショップ ○地域セミナー	A 施設職員ワークショップのみ B 施設職員ワークショップ & 子どもワークショップ C 施設職員 & 子どもワークショップ & 地域セミナー D 地域セミナーのみ

現在、開発中のプログラムとして、「障がいのある子どもへの CAP プログラム」がありません。

注 12：「子どもの笑顔を守るために-児童虐待防止にむけた保育所の取り組み事例集」p12

## 放課後児童クラブを支えている人たちへ

子ども虐待対応における放課後児童クラブの役割や対応方法については、基本的に小学校と変わるところはないと考えられます。したがって、放課後児童クラブの従事者は、予め小学校のガイドラインを詳細に把握しておいてください。ここでは、放課後児童クラブの従事者に特に強く求められる事柄にしぼって述べています。

### 1. 放課後児童クラブの位置づけ

放課後児童クラブの位置づけは、保育所や幼稚園のそれとは、少し異なります。いちばんの大きな違いは、子どもにとって生活が三元化されるということです。つまり、保育所や幼稚園は基本的に「家庭」と「保育所」あるいは、「家庭」と「幼稚園」という二元生活ですが、放課後児童クラブだけが、「家庭」「放課後児童クラブ」「小学校」という三元生活になっているということです。つまりそれだけ位置づけが中途半端であり、ゆえに放課後児童クラブが子どもや保護者への指導について、単独で判断し、また行動することには、困難やリスクが伴います。

たとえば、放課後児童クラブで虐待を疑う児童がいたとします。すぐに保護者を呼んで、話を聞いたり、事実確認をしたりできるかということ、実際にはできにくい状況です。また、子どもに対してすぐに直接的な事実確認ができるかということ、それについても慎重にならざるを得ません。なぜならば、放課後児童クラブでの生活は、児童の生活全般から見ればその一部でしかなく、より多くの時間を過ごしている学校の状況がわからないまま、安直に事を進めることができないからです。ごく一部の特殊な事例を除いて、放課後児童クラブで虐待の事実を把握している場合は、概ね小学校でもその事実を把握しています。また、その際、児童への対処や保護者への指導は、小学校が中心となって行っています。そこへ、放課後児童クラブが後先を考えず単独で行動してしまうと、最悪の場合、事態が複雑化してしまうことが予想されるのです。仮に学校が虐待の事実を把握していない場合であればなおさらすぐに連絡を入れる必要があります。もちろん緊急事態や子どもに危険が迫っている場合は、学校への連絡が後になる場合もありますが、実際には児童相談所への通告と学校への連絡は同時並行的に行えると思います。

しかし、前述した三元化状態が一時的に二元化状態になるときがあります。それは学校が休みのときです。特に夏休みや冬休み等学校が長期休暇に入っているときは、当然のことながら、学校では虐待の事実は把握できません。その場合は、放課後児童クラブがある意味で学校の補完をすることとなります。しかし、だからといって放課後児童クラブが単独で判断し、行動するということについては、慎重にすべきだと思われますし、たとえ休み中であっても、学校長やクラス担任にはその状況を速やかに連絡すべきだと思います。

なお、表1から表4は、虐待の把握と初期の対応についての調査結果を参考までに挙げたものです。

	総数	放課後 児童指 導員	実践現 場の代 表者	実践現 場の副 代表者	児童相 談所・入 所してい る児童 福祉施 設から の情報 提供	その他	わから ない	無回答
件数	511	236	66	54	36	84	10	25
%	100.0	46.2	12.9	10.6	7.0	16.4	2.0	4.9

表1 最初に虐待を把握した人

	総数	子どもの 身体的 様子から	子どもの 言動から	子ども本 人の話 から	子どもの 登園状 況から	保護者 の様子 から	きょうだ いの話 から	他の保 護者の 話から
件数	511	242	230	179	95	136	52	56
%	100.0	47.4	45.0	35.0	18.6	26.6	10.2	11.0

	他の子 どもの話 から	他の職 員から	児童相 談所・入 所してい る児童 福祉施 設から の情報 提供	その他	わから ない	無回答
件数	23	33	51	100		22
%	4.5	6.5	10.0	19.6	-	4.3

表2 把握した経過

	総数	実践現 場の代 表者	実践現 場の副 代表者	放課後 児童指 導員	その他	誰にも相 談しな かった	無回答
件数	511	242	194	114	111	3	34
%	100.0	47.4	38.0	22.3	21.7	0.6	6.7

表3 一番最初に相談した人

	総数	会議・打 ち合わ せ・職員 会議	上司に 個別に 相談	上司以 外の職 員に個 別に相 談	同僚に 私的に 相談	その他	特に行 わな かつた	無回答
件数	511	320	64	13	13	50	26	25
%	100.0	62.6	12.5	2.5	2.5	9.8	5.1	4.9

表4 対応策についての検討・決定方法



## 2. 放課後児童クラブに従事する職員の役割

それでは、放課後児童クラブに従事する職員の役割にはどのようなものがあるのでしょうか。やはり学校との信頼関係を基にした連携が基本になると思います。つまり懸案事項が発生したときに、すぐに学校と連絡を取り合い、必要であればケース会議を実施し、お互いの役割分担を確認しながら、児童相談所への通告も含めて対策を進めていくという感じですが、前述のとおり、危機的な状況であればこの限りではなく、すぐに児童相談所に通告をするのですが、その場合でも同時に学校へ連絡を入れて情報を共有することは、大切なことです。つまり、事の順序がどうであろうとも、連携は必須ということなのです。

今回のガイドラインでは、小・中学校のことを中心にまとめていますが、放課後児童クラブでの手続きも基本的に同様であると考えられます。ですから、放課後児童クラブの職員は、虐待問題が発生した場合、小学校がどのようなリスクアセスメントを行っているか、基本的にどのような手続きに従って事を運んでいるかなどについて、小・中学校向けのガイドラインを活用することにより、予め詳細に把握しておく必要があると思うのです。さらに、制度の全体的な仕組みなどについても理解しておく必要があるため、研修会などへの参加が望まれます。虐待対応についての制度的な知識については、多くの職員の方の理解は進んでいますが、一方で、確証がなくとも疑いの段階で通告できることを知らなかった人が25.4%（図2）、通告は、文書のみでなく面談、電話などでよいことを知らなかった人が21.0%（図3）、公務員等に秘密を守る義務があっても、通告しなければならない規定があることを知らなかった人が22.4%（図4）あったという結果も出ています。

そして制度の仕組みや対応の基本をよく理解したうえで、学校との役割分担を決め、情報提供など協力できることはすべて行っていくようにすることが重要であると考えられます。

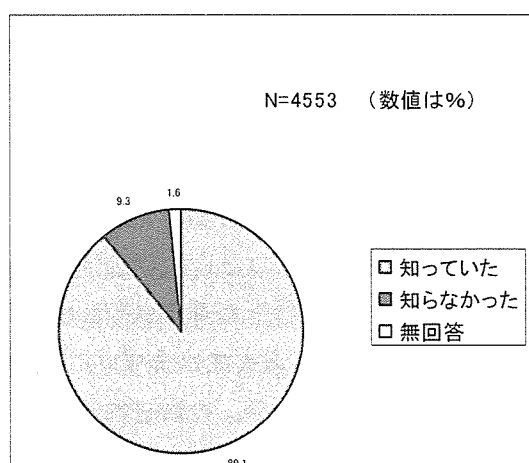


図1 虐待対応についての知識  
(児童福祉の関係者や職員は早期発見に努める)

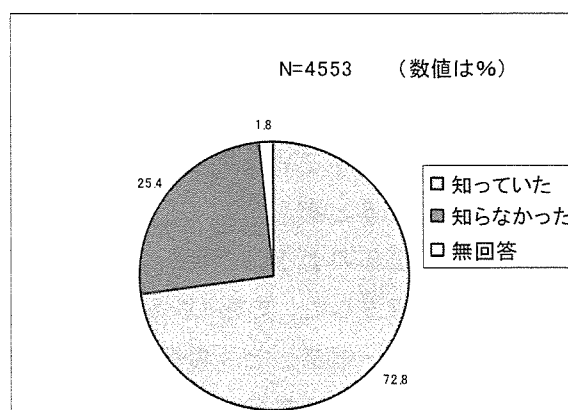


図2 虐待対応についての知識  
(通告は確証がなくとも疑いの段階でできる)

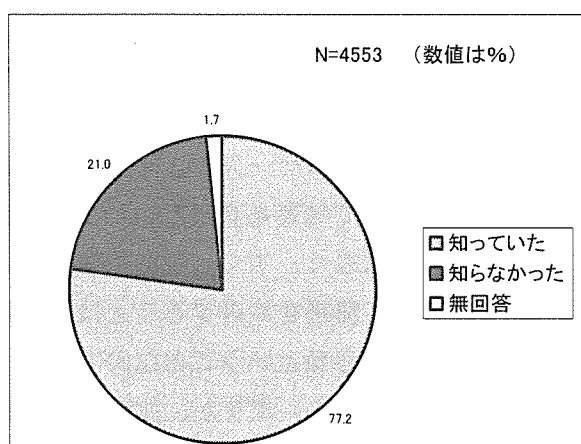


図3 虐待対応についての知識

(通告は、文書のみでなく面談、電話などでもよい)

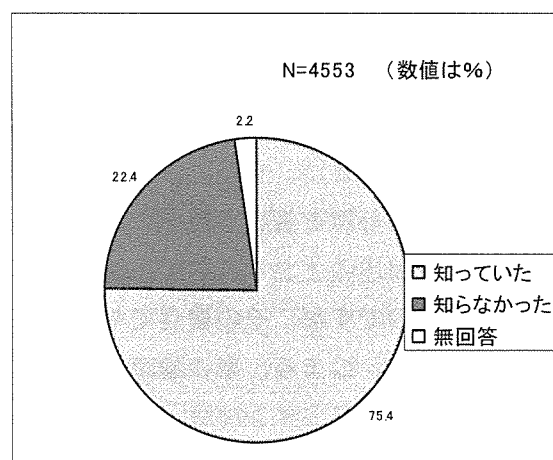


図4 虐待対応についての知識

(公務員等に秘密を守る義務があっても、通告しなければならない規定があること)

学校と放課後児童クラブとの連携や信頼関係がなぜ必要かということ、お互いの持っている情報の確認方法やそれを伝えてくれる情報提供先が違うということがあるからです。たとえば、通学路にて泣いている小学校1年生児童（放課後児童クラブの利用児童）の母親がものすごい勢いでその子どもを殴っていたとします。その後学校には、具合が悪いからという連絡を入れ、学校を欠席します。次の日クラス担任は顔に内出血があることを確認し、本人にその理由を聞きますが、本人は転んで顔をぶつけたと言います。しかし、そのときの状況をたまたま見かけていた他の保護者が、放課後児童クラブまで通報するということがあるのです。つまり地域社会で起きていることについては、放課後児童クラブの方が学校よりも比較的把握をしやすいということがあると思います。また、その逆に学校側が把握しやすい情報もあります。学校では家庭訪問をするために、放課後児童クラブより家庭環境についてより詳細に把握していますし、また、身体測定の場面や保健室などで、内出血や傷の跡を比較的容易に確認しやすいといったこともそのひとつです。いずれにしても、細切れになっているお互いの情報と情報をつなぎ合わせることにより、より正確な実態が把握できると考えられ、そのことが今後の対策に大きく役立つと思われます。今回の調査では、表5のように7割近くの放課後児童クラブで、小学校との連携が行われていることがわかりました。また、表6は具体的な連携の内容について示しています。「電話による通告・連絡・相談」と「関係機関との継続的な協議・相談」とが、それぞれ50%を超える数値が示されており、二分化されている様子が見て取れます。迅速な連絡・相談が重要なことは言うまでもありませんが、顔の見える関係の中で学校と連携し虐待に対応していくことが今後ますます求められてきます。

児童館では、この連携が更に必要になると思われます。というのも、全児童対策を実施

している児童館は、放課後児童クラブの子どもたちに限らず、さまざまな子どもたちが自由に利用していますので、そこで把握できる問題やニーズはかなりの範囲に及ぶことになります。学校との連携を基本にしていかなければ、その後の対応はほとんど不可能になると思われるからです。

	総数	児童相談所	都道府県の福祉事務所	区市町村の福祉事務所	区市町村の保険期間	保健所	区市町村保健センター	医療機関	警察	家庭裁判所	民間虐待防止団体	児童委員
件数	295	137	16	107	31	26	15	9	5	1		83
%	100.0	46.4	5.4	36.3	10.5	8.8	5.1	3.1	1.7	0.3	—	28.1
		人権擁護委員	都道府県教育委員会	区市町村教育委員会	教育相談センター	小学校	児童虐待防止ネットワーク	子どもが入所している児童福祉施設	その他	無回答		
		7		18	15	197	38	10	71	2		
		2.4	—	6.1	5.1	66.8	12.9	3.4	24.1	0.7		

表5 連携した機関

	総数	電話による通告・連絡・相談	関係機関との一度の協議・相談	関係機関との継続的な協議・相談	一緒に保護者に面接した	一緒に子どもに面接した	役割分担しながら一体的に対応	その他	無回答
件数	295	169	72	159	34	37	79	26	5
%	100.0	57.3	24.4	53.9	11.5	12.5	26.8	8.8	1.7

表6 連携の内容

### 3. 配慮すべきポイント

以上のようなことから、放課後児童クラブに関しては、以下の点について配慮をしていく必要があると思われます。

- ① 放課後児童クラブの虐待対応への視点は、基本的に小学校向けのガイドラインに記載しているものと共通であると考えられるので、それを準用すること。
- ② 放課後児童クラブが虐待対応をする場合、予め小学校のガイドラインを詳細に把握しておく必要がある（小学校がどのような動きをするのか理解できていなければ、その後の対策や互いの行動にロスがでてしまい、迅速かつ柔軟な対応が取れなくなってしまう恐れがある）。
- ③ 虐待問題については、基本的に小学校との連携を中心に考えていくようにする。連

絡を取り合わないまま、単独で判断したり、役割分担が不明なまま、実際に行動を起こしたりするのは危険である。緊急性が高いと判断されたことから児童相談所に通告をした場合でも、学校との情報交換は密に行うようにする。

- ④ そのためにも、放課後児童クラブの運営委員に学校長の参画をお願いするなど、日ごろから小学校との信頼関係の構築に配慮しておくようにする。
- ⑤ お互いがカバーできるエリアやそれぞれの特性が異なるので、情報のすりあわせなど、上手に情報交換を行うことによって補完的な関係性が成立し、より正確な実態を把握することができる。